

A型スコア表について

令和5年3月

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

スコア表は、令和3年度報酬改定の際、効果的な就労支援や障害者ニーズを踏まえたきめ細かな対応を目指して導入されました。

スコア表の特徴は2つ

①A型事業所を利用する利用者の働き方

(スコア表の(Ⅰ)労働時間、(Ⅱ)生産活動、(Ⅲ)多様な働き方)

②A型事業所職員の支援力の向上

(スコア表の(Ⅳ)支援力向上)

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体) (様式2-1)

(I) 労働時間		
①1日の平均労働時間が7時間以上		0 点
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満		
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		

①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)

(様式2-1)

(Ⅱ) 生産活動		
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上		0 点
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上		
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上		
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でない		

①40点 ②25点 ③20点 ④5点

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 6
 (令和4年2月10日)

厚生労働省Q & Aより抜粋

- ① スコアが80点以上105点未満とみなす
- ② 直前の会計年度1年間の実績により評価
- ③ 便宜的に前年度1年間の実績により評価
- ④ 便宜的に前年度及び前々年度2年間の実績により評価
- ⑤ 前年度及び前々年度(又は直近2会計年度)の実績により評価(通常の実績)

指定時期	会計年度 (事業年度)	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
年度当初	4月～翌年3月	①	②	⑤	⑤	⑤
	4月～翌年3月以外	①	③	④	⑤	⑤
年度途中	4月～翌年3月	①	①	②	⑤	⑤
	4月～翌年3月以外で 始期が指定月以降	①	①	②	⑤	⑤
	4月～翌年3月以外で 始期が指定月より前	①	①	③	④	⑤

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体) (様式2-1)

多様な働き方の評価の対象は**利用者**、そして**就業規則などの整備**が必要

(Ⅲ) 多様な働き方 (※)	
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
②利用者を職員として登用する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
④フレックスタイム制に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	

⑤短時間勤務に係る労働条件		0
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計 (注1)	0	点

(※) 任意の5項目を選択すること

(注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(Ⅲ)多様な働き方

「在宅において利用する場合の支援について」

次のア～キまでの要件のいずれにも該当する場合に限り算定対象となります

- ア. 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること
- イ. 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。
- ウ. 緊急時の対応ができること。
- エ. 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援ができる体制を確保すること。
- オ. 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ. 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ. オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日)障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体) (様式2-1)

多様な働き方の評価の対象は**利用者**、そして**就業規則などの整備**が必要

(Ⅲ) 多様な働き方 (※)	
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
②利用者を職員として登用する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
④フレックスタイム制に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	

⑤短時間勤務に係る労働条件		0
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計 (注1)	0	点

(※) 任意の5項目を選択すること

(注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体) (様式2-1)

研修の対象は**職員(管理者、事務職員等は除く)**、**研修計画の整備が必要**

(Ⅳ) 支援力向上(※)	
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会	
参加した職員が1人以上半数未満であった	
参加した職員が半数以上であった	
②研修、学会等又は学会誌等において発表	
1回の場合	
2回以上の場合	
③視察・実習の実施又は受け入れ	
いずれか一方のみの取組を行っている	
いずれの取組も行っている	
④販路拡大の商談会等への参加	
1回の場合	
2回以上の場合	

⑤職員の人事評価制度		U
人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		
⑥ピアサポーターの配置		U
ピアサポーターを職員として配置している		
⑦第三者評価		U
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。		
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		U
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計(注2)		0 点

(※) 任意の5項目を選択すること

(注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(Ⅳ) 支援力向上

外部研修会

当該就労継続支援A型事業者を含む同一法人の者以外が行う研修会をいい、下記のいずれかの内容がふくまれているものであること。

○障害者雇用、就業支援に関すること

障害者雇用施策、障害特性、障害者の職業的課題、就業支援のプロセスと手法、障害者の就業支援の実践事例など

例：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークが開催する障害者雇用に関する研修、セミナーなど

○障害者福祉に関すること

障害概念と特性、障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割、障害者と家族等に対する支援の実践事例など

例：厚生労働省、地方自治体、社会福祉協議会などの社会福祉関係団体が開催する障害者福祉に関する研修会、セミナーなど

○賃金向上に関すること

経営力育成、品質向上支援、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入など

例：自治体や民間企業等が実施する賃金向上のための研修会・セミナーなど

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体) (様式2-1)

研修の対象は**職員(管理者、事務職員等は除く)**、**研修計画の整備が必要**

(Ⅳ) 支援力向上(※)	
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会	
参加した職員が1人以上半数未満であった	
参加した職員が半数以上であった	
②研修、学会等又は学会誌等において発表	
1回の場合	
2回以上の場合	
③視察・実習の実施又は受け入れ	
いずれか一方のみの取組を行っている	
いずれの取組も行っている	
④販路拡大の商談会等への参加	
1回の場合	
2回以上の場合	

⑤職員の人事評価制度		U
人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		
⑥ピアサポーターの配置		U
ピアサポーターを職員として配置している		
⑦第三者評価		U
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。		
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		U
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計(注2)		0 点

(※) 任意の5項目を選択すること

(注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

先進的事業者の例

- スコア表の合計点が170点以上を達成している就労継続支援A型事業所など
- 障害者雇用を進めるために新たな職務の創出や、障害者のキャリアアップのための取り組みを行っており、法定雇用率を相当程度上回る障害者雇用率を達成している企業
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第77条第1項の認定(「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」)(もにす認定)を受けている中小事業主
- 当該就労継続支援A型事業所等の所在する都道府県における就労継続支援A型事業所等の平均月額賃金を相当程度上回る利用者の高賃金を達成している事業所

■ 先進地施設の視察・実習内容について

○視察内容

- ・施設内見学
- ・事業者概要の説明
- ・障害者が従事している生産活動、業務等の見学
- ・グループワーク等の各種支援プログラム見学
- ・職員、先進的事業者を利用している又は雇用されている障害者との意見交換

○実習内容

- ・障害者が従事している生産活動、業務等に体験的に従事すること
- ・グループワーク等の各種支援プログラムの参加
- ・先進的事業者の職員、先進的事業者を利用している又は雇用されている障害者との意見交換

※なお、視察や実習を実施する際には予め利用者の同意を得た上で、プライバシーに配慮すること。

商談会の例

- 就労継続支援A型事業所等が自ら生産した商品等の販売開拓を行うためにビジネスマッチングを目的とした展示会への出展
- 就労継続支援A型事業所等が自ら生産した商品等の販売開拓を行うために、地域の企業等への情報交換の機会を設定した上での、事業内容の説明、情報交換の実施
- 新たな生産活動の導入、事業拡大を目的として自治体や地域の商工会、商工会議所等が実施する企業間の情報交換、商談会への参加

地域連携活動の例

- 地域住民が利用する公営施設や地域の観光施設との請負契約により当該施設の清掃活動を行うと共に、販売拠点を設置して、集客アップの取組に参画している。
- 過疎地域において担い手が不足している農業に参入し、地元の農作物を使った加工食品を販売するなど、地域農業の活性化につなげている。
- 地元の中小企業から企業のウェブサイト作成、データ登録業務などを受託し、ICTを活用した障害者の地域企業とのつながりを実現している
- 人材不足が課題となっている地元企業と協力して、障害者の対応できる仕事を切り出して施設外就労によって企業内の働く場づくりを行っている。

ご清聴ありがとうございました。